

議会議案第 9 号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和7年12月17日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正 明 様

提出者 茅ヶ崎市議会議員 藤村 優佳理

賛成者 茅ヶ崎市議会議員 滝口 友美

同 金田 俊信

(提案理由)

選択的夫婦別姓制度の導入を求めるため

## 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定め、夫婦同姓を義務付けている。その結果、多くの女性が婚姻に際して改姓し、アイデンティティの喪失に直面し、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なうなど、様々な場面で不利益を被っている現実がある。

これらは「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」などの人権に関する問題であり、日本国憲法や女性差別撤廃条約、市民的及び政治的権利に関する国際規約でも認める権利に抵触するおそれがあることから、速やかに是正すべきである。

一方で仮に旧姓の通称使用を拡大したとしても、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等で生じる困難は避けられず、これまで名乗ってきた姓を婚姻後も名乗り続けたいとの希望が叶えられることはない。

選択的夫婦別姓制度の導入は、夫婦が同じ姓を名乗る現在の制度に加え、別の姓を名乗ることを希望する夫婦が別姓のまま婚姻できることを認めるものであり、同じ姓を名乗ることを希望する夫婦の選択を妨げるものではない。それは同時に、婚姻しようとする夫婦の選択肢を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、社会に活力をもたらすものもある。

よって、国に対し、必要な法整備を行い、選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月　　日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣

あて

茅ヶ崎市議会